

ご 挨拶

明けましておめでとうございます。

私は、一年という区切りを發明した人間は天才だと思っています。時間は途切れることなく続きますが、人為的に区切りをつけることで、過ぎた年を清算し、新しい年を新たな気持で迎えることができるからです。

加藤会計事務所は、お客様の信頼に応えるため、誠実に仕事に取り組んで参ります。今年もどうぞよろしくお願い致します。そして、今年一年間が皆様にとって良い年であることを心から願っております。

平成26年度税制改正大綱について

昨年12月12日、自由民主党および公明党は平成26年度税制改正大綱を取りまとめました。同年10月1日に与党が取りまとめた秋の税制改正大綱は、設備投資減税などの企業減税が中心でしたが、今回の税制改正大綱は給与所得控除の見直しなど、全般的に増税色が強い内容となっております。主な改正点について要点のみ説明させていただきます。

個人所得税関係

- 給与所得控除の上限の引き下げ（平成28年分の所得税より、上限額が適用される給与収入は1,200万円となり、給与所得控除は230万円が上限。平成29年分の所得税より、上限額が適用される給与収入は1,000万円となり、給与所得控除の上限は220万円となる。現行は、上限額が適用される給与収入は1,500万円、給与所得控除の上限は245万円）
- ゴルフ会員権やリゾート会員権の譲渡損失と他の所得との損益通算の廃止（平成26年4月1日以後に行う資産の譲渡から適用）

法人課税関係

- 復興法人税の一年前倒し廃止
- 大企業においても、交際費の額のうち飲食のために支出する費用の額の50%を経費とすることができる（平成26年4月1日以後開始事業年度から適用）。中小企業については、当該制度と現行の限度額（800万円）との選択制とする。

消費税関係

- 消費税の軽減税率制度を「税率10%時に導入する」と明記

平成26年1月6日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

ご 挨拶

この間、正月を迎えたと思っていたら、もう2月になってしまいました。心を亡くすと書いて「忙しい」です。一日一日を大切に、心を込めて過ごしたいと思います。

中小企業投資促進税制の上乗せ措置について

個人事業主、資本金1億円以下の法人については、これまでも中小企業投資促進税制の適用がありました。が、平成26年1月20日（産業競争力強化法の施行日）以後に購入した機械装置などについて、中小企業投資促進税制の上乗せ措置の対象となります。

ただし、平成26年1月20日から平成26年3月31日までの間に購入した場合には、平成26年4月1日を含む事業年度において、この制度を適用することができます（つまり、3月決算会社の場合、平成26年1月20日から平成26年3月31日までの間に購入した機械装置などについては、翌年度（平成27年3月決算）においてこの制度を適用できることとなります）。

これまで

新品の機械などを購入した場合、以下を選択適用できる。

- 30%の特別償却（個人事業主、資本金1億円以下法人）
- 7%の税額控除（個人事業主、資本金3千万円以下法人のみ）

上乗せ措置

- 30%の特別償却 ⇒ 即時償却（100%償却）可能に
- 7%の税額控除 ⇒ 10%の税額控除
- 税額控除の適用範囲を拡大（資本金3千万円超の法人でも7%の税額控除が適用可能）

今回の上乗せ措置の対象となる設備は、以下の通りです。

- 機械装置（最新モデル、かつ、年平均1%以上の生産性向上要件を満たすもの）
- サーバー（最新モデル、かつ、年平均1%以上の生産性向上要件を満たすもの）
- 試験又は測定機器（最新モデル、かつ、年平均1%以上の生産性向上要件を満たすもの）
- ソフトウェア（設備の稼働状況等の情報収集、分析、指示機能を持つもの）
- 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備（投資計画を作成し、投資利益率が5%以上であることについて地方経済産業局の確認を受けた投資計画に記載されたもの）

いつもながら、ややこしく、とても細かい規定です。適用をご検討の際には、お気軽にご相談下さいませ。

平成26年2月3日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

ご挨拶

先月の大雪によって被害を受けられた方々に心よりお見舞いを申し上げます。たかが雪だと油断していた部分があったと思います。まさかここまで社会経済が混乱するとは思ってもみませんでした。見通しや備えの甘さを痛感した大雪です。

大雪被災に伴う事業者用の災害復旧支援補助金等について

前橋市では、以下の事業者用の各種支援制度を設けております。

事業者用災害復旧支援補助金

対象	市内にある事業所が大雪で20万円以上の被害を受けた事業者
対象工事	工場、店舗、事務所、倉庫などの事業所用資産の再建、補修・修繕で原則として市内業者が施工したもの
支給金額	保険填補分を除く修繕費の2分の1（上限200万円）
申し込み	6月30日までに交付申請書、罹災証明書の写し、被害状況説明書、被害状況が確認できる写真、修繕費用の領収書、工事終了が確認できる写真を用意して申し込み
問い合わせ先	産業政策課 027-898-6983

事業者用災害見舞金

対象	市内にある事業所が大雪で合計10万円以上の被害を受けた事業者
支給対象施設	工場、店舗、事務所、倉庫など
支給金額	5万円（支給は1回のみ）
申し込み	5月30日までに交付申請書、通帳の写し（支店名・口座番号・口座名義人の分かるもの）、被害状況が確認できる写真を用意して申し込み
問い合わせ先	産業政策課 027-898-6983

また、群馬県大雪農業被害対策本部では、農業用施設の撤去や再建の費用を最大50%補助することを柱とする特別対策を打ち出しております（2月27日）。

平成26年3月4日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員
加藤 真一

ご挨拶

事務所の前にある桜の木が一斉に咲き始めました。毎日寒い日が続くと思っていたら一気に春がやって来ました。世間は行楽の春ですが、会計事務所にとって、春は最も忙しい季節です。忙しいことに感謝して、この春を乗り切りたいと思っています。

消費税率の引き上げに伴うチェックポイントについて

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%となりました。既に準備万端な方もいらっしゃると思いますが、今回の消費税率の引き上げの基本的な部分について簡単にまとめてみました。ご確認頂ければ幸いです。

なぜ消費税率を引き上げるのか	年金や介護等の社会保障費が増え続けているためです。今回の消費増税分は、すべて社会保障費に使われます。
今後も消費税率を引き上げるのか	法律では、平成27年10月に8%から10%に上がる予定です。今年の12月ごろに景気動向を見ながら、税率を上げるかどうか判断します。
いつの取引から税率が8%になるのか	平成26年4月1日以後の取引から税率が8%になります。平成26年3月以前に仕入れた商品を、平成26年4月以後に売り上げても、売上については8%の税率が適用されます。ただし、特定の取引には旧税率が適用される経過措置があります。ご不明な点があれば、何時でもお問い合わせ下さい。
経理処理上の注意点	税率の引き上げ後は旧税率と新税率が混在します。分けて管理できるようにしましょう。会計ソフト、販売ソフトの設定の確認が必要です。
消費税転嫁対策特別措置法	消費税が適正に転嫁できるように法律が整備されました。転嫁対策特別措置法では、消費税の転嫁拒否（減額、買ったたき等）の禁止、消費税分を値引きする等の宣伝や広告の禁止等が定められております。

平成26年4月1日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

ご 挨拶

富岡製糸場と絹産業遺産群がユネスコの世界遺産へ登録される見込みとなりました。一群馬県人として、とても嬉しいことなのですが、実は、絹産業遺産群へは一度も行ったことがありません。今度、見学に行きたいと思っています。

3月決算の注意点について

5月は3月決算会社の申告月です。3月決算会社の割合は、日本全体では約20%で1位です。2位は9月、3位は12月で、それぞれ約10%です（平成24年度国税庁統計）。

3月決算は改正法人税の最初の適用が多い月でもありますので、今回の3月決算の注意点についてまとめておきたいと思います。気になる点があれば、是非、お気軽にお問い合わせ下さい。

- **給料を増やした場合** ⇒ 所得拡大促進税制の適用を検討
 - 基準事業年度（平成24年度）よりも給与等支給額が5%以上増加しており、平均給与等支給額が前年度（平成24年度）よりも増加している場合、増加額の10%の税額控除を受けられます。
 - ◇ 給与等支給額が5%以上増加していなくても、2%以上増加している場合には、一定の要件のもと、次の決算（平成26年度）に税額控除を繰り越すことができます（事務所通信2頁参照）。
 - ◇ 給与等支給額には、給与、賃金、賞与等が含まれ、退職金、役員報酬等は含まれません。

- **設備投資をした場合** ⇒ 生産性向上設備投資促進税制、中小企業投資促進税制の適用を検討
 - 平成26年1月20日から決算日までの間に一定の設備投資をした場合、即時償却（100%償却）または税額控除を受けることができます。

平成26年5月1日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

ご 挨拶

5月末は、3月決算の申告書の提出でものすごい忙しさでしたが、今期は良い内容の決算が多かったように思います。景気の先行きは不透明ではありますが、お客様が決算内容が良いことは、会計事務所にとって、最高の喜びです。

決算書をつくることについて

お客様と決算の打合せをしていると、銀行提出や節税のために決算の数字を動かすことがあります（もちろん法律の範囲内ですよ）。

しかし、毎年、数字を動かしているうちに、実際どれだけ儲かっているのか良く分からなくなっている方がいるような気がします。

決算書をつくる目的は、法人税の申告、株主や銀行への説明など、いろいろありますが、第一の目的は経営判断に役立てることです。

実際どれだけ儲かっているのか分からなければ、投資しても良いのか、給料を増やしても良いのか、判断することは出来ません。

決算書によって自社の実態を良く理解して、正しい経営判断をしてほしいと思います。

最後に、稲盛和夫さんの言葉をどうぞ。

「もし、経営を飛行機の操縦に例えるならば、会計データは経営のコクピットにある計器盤にあらわれる数字に相当する。計器は経営者たる機長に、刻々と変わる機体の高度、速度、姿勢、方向を正確かつ即時に示すことができなくてはならない。そのような計器盤がなければ、今どこを飛んでいるのかわからないわけだから、まともな操縦などできるはずがない。」

稲盛和夫の実学 経営と会計 より

平成 26 年 6 月 3 日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

ご挨拶

先日、お得意様にいただいたプチトマトの苗が大きく成長し、たくさんの実をつけました。毎朝、成長を確かめるのが日課になっております。収穫が楽しみです。

相続税の改正について

平成 27 年 1 月 1 日から改正相続税法が適用となります。様々な改正点がありますが、もっとも大きな改正点は、遺産に係る基礎控除額の引き下げです。

➤ 遺産に係る基礎控除額の引き下げ

項目	改正前	改正後
定額控除額	5,000 万円	3,000 万円
法定相続人 比例控除額	1,000 万円×法定相続人の数	600 万円×法定相続人の数

夫婦と子供 2 人の世帯では、法定相続人が 3 人となりますので、次の計算の通り、遺産に係る基礎控除額は、8,000 万円から 4,800 万円に引き下げられることとなります。

改正前	$5,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人 (法定相続人の数)} = 8,000 \text{ 万円}$
改正後	$3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人 (法定相続人の数)} = 4,800 \text{ 万円}$

つまり、改正前は遺産の合計が 8,000 万円以上の方に対してのみ課税されていたものが、改正後は遺産の合計が 4,800 万円以上の方に対しても課税されることとなります。

今回の改正により、相続税の申告対象となる方の割合が 4%程度から 6%程度に上昇すると言われております。

相続に備えるためには、まず、財産の全体像を把握して、どのくらい相続税がかかるのか知ることが大切です。是非、お気軽にご相談頂きたいと思っております。

平成 26 年 7 月 2 日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

ご 挨拶

この事務所通信が、一周年を迎えることができました。毎月、何かを書くということは、意外と大変なことです。月末になると、今回は何を書こうか、悩んでおりますが、お得意様からの反応が、密かな喜びとなっております。

税務調査について

税務調査は嫌なものですが、調査対象となる会社はどのような基準で選ばれるのでしょうか。

どのような基準で税務調査に来たのか、調査官は教えてくれませんので確かなことは良くわかりませんが、一般的には以下の様な基準のようです。

- 黒字であり、しばらく税務調査が行われていない会社（一般的には、3年くらいのサイクルです）
- 過去の調査において、多額の所得漏れが発見されている会社
- 特別損益項科目に多額な損失が計上されている等、業績に大きな変動のある会社
- 好況と思われている会社
- 国税局が決める重点調査業種目の会社（不正発見の多い業種）

財務データをコンピューターで分析し、過去の申告状況や同業者情報等を総合的に勘案して調査対象を決定するそうです。風評やマスコミ等への露出も関係あるそうです。

何れにしても、いつ税務調査が来ても大丈夫なように、日頃からしっかりと準備しておくことが大切です。私は、普段から普通に会計処理していれば、税務調査は特に怖いことはないと思っています。

平成 26 年 8 月 1 日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

ご 挨拶

今年の夏は各地で集中豪雨が起き、大きな被害がありました。雨の量や気温が年を追う毎に極端になっているような気がします。

来年度の税制改正について

新聞等で来年度の税制改正について頻繁に報道されています。現在、安倍内閣の発表したいわゆる「骨太の方針」を受け、税制調査会※において来年度の税制改正について調査審議しており、その内容について報道しているものです。ですので、確定した話ではなく、あくまでも議論の方向性について報道しているものです。

※税制調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じて租税制度に関する基本的事項を調査審議し、その諮問に関する事項について内閣総理大臣に意見を述べることを目的として、内閣府に設置された合議制の機関です（内閣府 HP より）。

これから安倍内閣は、税制調査会の答申を受けて、12月に税制改正大綱を発表し、予算・税制改正案を国会に提出します（通常の流れでは）。

来年度の税制改正には大きな論点がたくさんありますが、大まかには以下の通りだと思います。

1. 消費税率の引上げ
2. 法人税率の引下げとその財源
3. 個人投資や消費を拡大する税制

法人税率の引下げにあたっては、その財源として中小企業へ優遇課税の見直しが検討されています（事務所通信3頁参照）。また、個人投資や消費を拡大するために、高齢世代から現役世代への財産の移転を促す税制の拡大が検討されています。何れにしても、大きな影響がある税制改正が多く検討されています。これからも注視して行きたいと思っています。

平成26年9月2日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

ご 挨拶

大事に育てていたプチトマトは枯れてしまいましたが、事務所の庭にある金木犀がとても良い香りを放っています。忙しさのなかで見失いがちですが、季節の移り変わりを楽しむ余裕を大切にしたいと思っています。

経営者保証に関するガイドラインについて

中小企業にとって、銀行から融資を受けるときに経営者個人が連帯保証する経営者保証は、事業承継などの場面で大きな障害となることがあります。この経営者保証が必要のない融資を促進する目的で、「経営者保証に関するガイドライン」が、平成26年2月から適用となっています。

中小企業が経営者保証を提供することなく融資を受けることを希望する場合には、まず、会社が以下のような経営状態であることが求められます。

① 会社と経営者との関係の明確な区分、分離

会社のお金と個人のお金がキッチリ分かれており、そのような状態を維持する体制が会社に整備されていること

② 財務基盤の強化

会社自体の財務基盤を強化すること

③ 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保

決算書や事業計画書をしっかりと作成し、その内容を適時に銀行に説明することができること

とても高いハードルですが、会社を強くして、会社を継続するための目指すべき方向性としては素晴らしいものであると思います。私どもは、そのための一助となることができれば幸いであると考えています。

平成26年10月1日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

ご 挨拶

ゆるキャラグランプリ2014において、群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」が1位に選ばれたそうです。ぐんまちゃんは、ブームに乗って誕生したのではありません。実は20年も前からひっそりと活躍してきた苦労人なのです。

ふるさと納税制度について

地方で生まれ、地方で教育を受け、育った人材が進学や就職を機に都会に出て、そこで納税する。都会の税収は増えるが、人材を育てたふるさとには税収がない。お世話になったふるさとに対して、納税というかたちで恩返しをする機会があってもよいのではないか。ふるさと納税は、そんな問題提起から始まった制度です。

ふるさと納税は、都道府県、市区町村への寄付という形で行うことができます。そして、その寄付した金額を、所得税・住民税から差し引くことができます。

(正確には、寄付金額のうち、2,000円を超える部分が所得税・住民税から控除されます。また、控除される金額には上限があります。詳細については担当までお問い合わせ下さい)。なお、控除を受けるためには、寄付金の領収書を添付して確定申告をする必要があります。

制度の趣旨からは、自分が生まれ育った場所へ寄付するべきかもしれませんが、日本全国どの場所へも寄付することができます。また、寄付のお礼として、その地方の特産物をプレゼントしてくれる場所もあります。

群馬県では、10,000円以上寄付すると、群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」グッズをもらえるそうです。

また前橋市では、寄付金の使い道を7つのコースから選択できる仕組みになっています。

地方の特色を知る良い機会ですし、税金の使い道を考えるうえでも良い機会かもしれません。一度ご検討してみたいはいかがでしょうか。

平成26年11月4日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

ご挨拶

もう12月となってしまいました。心を亡くすと書いて忙しいと読むそうです。一つひとつの仕事に心を込め、師走を乗り切りたいと思っています。本年は大変お世話になりました。皆様が良い年を迎えますことを心より願っております。

消費税について

衆議院が解散総選挙（12月2日公示 同14日投開票）となりました。今回の選挙の争点の一つである消費税についての論点をまとめてみました。ご参考にいただければ幸いです。

	賛成	反対
増税の必要性	現在、国の借金は1,000兆円まで増加している。財政を健全化するためには、安定財源である消費税を増税せざるを得ない。 また、財政不安は日本国債の信用不安を招きかねない。日本の財政にとって安定的な国債の発行は必須である。	社会保障給付費は、毎年3兆円から4兆円のペースで増え続けており、消費税率を上げて数年後には再び赤字が拡大する。社会保障制度の抜本的な改革がなければ、さらなる増税が必要となってしまう。安易な増税の前に社会保障制度改革が必要である。
景気への影響	様々な経済政策により消費税の悪影響をカバーすることができる（今回はカバーできなかった（カバーが間に合わなかった？）ため増税を延期しようとしている）。	消費税は駆け込み需要とその反動減がある。また、消費税増税は増税分だけ商品の値段が上がる。その分、家計の実質的な所得が低下し、支出が抑えられ、景気が悪化する。
逆進性への対応	給付付き税額控除（一定の低所得者に現金を給付する制度）や複数税率制度（食料品等の一定の品目の税率を軽減する制度）により逆進性へ対応できる。	消費税は、所得の低い人ほど負担の重い、逆進性のある税金である。そのような消費税を弱者救済のための社会保障の財源とするべきではない。

平成26年12月2日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員